

記録DVDの貸出しについて

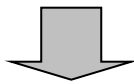
～貸出しの手順～

DVD貸出しを利用される場合は、必ず以下の内容をお読みください。

* 貸出申込みを受けた時点で、以下の内容に同意いただけただけのものとして貸出しを行います。

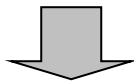
申込み

- ・ 直接窓口へお持込みいただくか、豊中市のホームページ（電子申込）又は指定用紙にてFAXでお申込みください。申込書は、ホームページからダウンロードできます。
- ・ 貸出し料金は無料です。
- ・ 電子申込又はFAXで申込みの場合は、別途メール等で貸出期間をお知らせします。



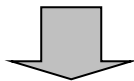
貸出し

- ・ 豊中市文書館（豊中市長興寺南3-5-2）で貸出します。



貸出期間

- ・ 貸出日から14日以内にご返却ください。



返却

- ・ 豊中市文書館（豊中市長興寺南3-5-2）にご返却ください。

お願い

- ・ DVDは大切に扱ってください。
- ・ 貸出し期間は厳守してください。
万一、ご返却が遅れる場合は、事前にご連絡ください。
ご連絡なく、貸出し期間を超過された場合には、その後の貸出しをお断りすることがありますので、ご注意ください。
- ・ 貸出申込後、住所・名前等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

～注意事項等～

DVD貸出しを利用される場合は、必ず以下の内容をお読みください。

* 貸出申込みを受けた時点で、以下の内容に同意いただけただけのものとして貸出しを行います。

■ 禁止事項

- DVDを許可なく複製、放送、有線放送、営利的上映等に使用することは、法律上で禁止されています。
- また、転貸、売却、質権・抵当権の設定その他一切の処分行為等を禁止します。

■ DVDの紛失や破損について

- DVDの紛失・破損などが生じた場合には、DVDの複製にかかる実費を申し受けます。

■ DVDの貸出し及び中断について

- ① 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは利用者に事前通知することなく、「DVD貸出し」の全部、又は一部の停止措置を取ることができるものとします。
- ② システム保守に必要なメンテナンスのため、「DVD貸出し」の運用を中止、中断する場合は、市のホームページで事前に通知します。
ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。
- ③ 上記①及び②の内容に基づく「DVD貸出し」の中止によって生じた利用者の損害について、本市は一切その責任を負いません。

■ 免責事項

- DVD視聴の際、利用者の再生機器本体及び周辺機器等に支障をきたした場合においても本市は、これらに対する保証はしません。

お問い合わせ

〒561-0874

大阪府豊中市長興寺南3-5-2

豊中市文書館（総務部行政総務課）

電話・ファクス：06-6862-5251

E-mail：bunsyokan@city.toyonaka.osaka.jp